人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　外務大臣　岡田克也　海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　由人
○環境大臣臨時代理
　環境大臣　小沢鋭仁　海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　昭
　国家公安委員会委員長　中井洽　帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる　北澤俊美　同
　内閣府特命担当大臣（防災担当）　中井洽　帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる　北澤俊美　同
　内閣官房副長官　（内閣官房内閣広報室）　四方敬之　帰朝に付
　内閣官房副長官補　（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））　堀田秀之　帰朝に付
　内閣官房副長官補　（内閣官房内閣総務官室）　別府正彦　ジュネーブ近郊に出張に付
　内閣広報室　（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））　堀田秀之　帰朝に付
○経済産業大臣臨時代理
　経済産業大臣　直嶋正行　帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する　川端達夫　同
　大臣としての指定を解く（八月二十七日）

国家公務員制度改革推進本部事務局

　国家公務員制度改革推進本部事務局参事官　宮本良平　併任
　を解除する（八月二十六日）

公安調査庁

　（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）法務事務官　奥野省吾　警察庁に出向させる
　（警察庁長官官房国際課国際協力室長）警視正　鈴木基之　法務事務官（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）に昇任させる（以上八月二十六日）

官庁報告

官庁事項

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の公表について

獣医療法（平成４年法律第46号）第10条第１項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 22 年８月 31 日

農林水産大臣　山田　正彦

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針

第１　獣医療の提供に関する基本的な方向

１　近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について

我が国における獣医療の提供体制の整備に向けた努力は、平成４年の獣医療法の制定が契機となり、国と都道府県が連携しながら、着実に進められ、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発達、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

国においては、平成４年に第一次の基本方針を取りまとめ、産業動物の診療を行う獣医師の確保や診療施設の整備等を通じた地域獣医療の整備について、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。平成12年には第二次の基本方針を取りまとめ、口蹄疫の国内発生を契機に、疫学を基礎とした防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や、緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立に向けた取組の強化を推進してきた。平成22年４月以降の口蹄疫の国内発生においては、家畜保健衛生所を核とした家畜防疫措置が講じられている。今後とも我が国畜産業の安定的な発展を図っていくためには、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化とともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保について、今般の口蹄疫発生に対する防疫対応を踏まえた一層の取組の強化が必要になっている。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、高病原性鳥インフルエンザや牛海綿状脳症（ＢＳＥ）、口蹄疫の国内発生は、我が国における畜産物の安定供給や食品の安全性の向上に対する考え方を見直す大きな契機となった。また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の新しい考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生の確立に向けた様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して開始されており、これら取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任が急速に増大している。

また、国民生活の質が向上し価値観が多様化する中で、国民生活に欠かせない安全で良質な畜産物の安定供給とともに、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識の広まりがみられ、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準はますます高まっている。

このように、獣医師に対する広範な社会的ニーズに的確に応えるためには、国民生活における獣医療の適切な量の確保と質の向上を推進し、獣医師がその専門的知識や技術を発揮して職務責任を果たしていくことが重要であり、このための獣医療に携わる関係者のより一層の努力が必要である。

⑴　食料の生産現場における獣医師の役割

国内で高病原性鳥インフルエンザやＢＳＥ、口蹄疫が発生し、安全で良質な畜産物の安定供給に対して、国民の大きな関心が注がれるようになり、食品の安全性や畜産の振興による食料自給率の向上を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

このような状況の中で、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」及び酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じて、家畜伝染病の的確な防疫措置並びに飼養管理技術の高度化等による生産コストの低減及び省力化により、畜産経営を育成・確保し、さらに、産業動物獣医師等の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、国民に安全な畜産物の安定供給を確保していくことが求められている。

また、病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスク低減を図るため、危害要因分析・重要管理点（ＨＡＣＣＰ）の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっている。さらに、畜産業における飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚経営や養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理形態が普及しつつあり、生産者から集団管理衛生に対する要請が高まっている。このため、獣医師に対しては、従来の個体診療に加え、農場単位での集団管理衛生技術等の提供、さらには、農場段階へのＨＡＣＣＰの導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

このように獣医師の社会的責任や期待が高まる中、生産者や消費者等の獣医療の提供を受ける者からは、良質かつ適切な獣医療を提供する獣医師の責務への関心が高まり、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚についても要請が高まっている。

⑵　高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫等の家庭で飼育する小動物に対する獣医療については、国民の動物愛護思想の普及等に伴い、小動物の飼育世帯数が依然として増加傾向にあり、国民生活における小動物の位置付けは、更に向上している。このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化する一方、人獣共通感染症対策の観点から飼育者の飼育責任についてもその更なる強化の必要性が高まっている。